

大学は再び戦争に加担してはならない —安全保障技術研究推進制度に採択された大学の見解の公表と分析—

3月13日2時半～4時半 参議院議員会館での記者会見の報告

軍学共同反対連絡会は昨年12月、2025年度防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に採択された東北大、九州大、北海道大、東京科学大、熊本大、北見工業大、京都工芸繊維大、大阪公立大、日本大、芝浦工業大、北里大に対して、公開質問書を送りました。これに対して、大阪公立大を除く10大学から回答が届きました。各大学の回答を公表し、安全保障技術研究推進制度に応募した大学の姿勢を問い、今年度の公募には応じないように全国の大学に訴えるために、記者会見を3月13日午後、参議院議員会館で行いました。

朝日、毎日、読売、東京、神奈川の各新聞、共同通信、しんぶん赤旗、中国中央広播電視総台の記者が参加しました。また立憲民主党の杉尾秀哉参議院議員、日本共産党の吉良よし子参議院議員が国会審議の合間に駆けつけて頂き、連帯のご挨拶を頂きました。(杉尾議員事務所には会場使用でもご協力いただきました。)市民も含め会場では60名が参加、そして同時中継の映像を全国の多くの方々が見聴されました。(2時間の全映像は「こぼと通信3月13日大学は」で検索、または次でご覧になれます。 <https://youtube.com/live/7t7evfZnHg>)

- 1 挨拶 赤井 純治
(新潟大学名誉教授・軍学共同反対連絡会共同代表)
- 2 総論「破られた誓い 大学の回答の分析と批判」 井原 聰 (東北大学名誉教授)
- 3 各論
 - ・北海道大学の対応について
山形 定 (北海道大学工学部教員)
 - ・東京科学大学の対応について
山崎 正勝 (東京工業大学名誉教授)
 - ・応募を解禁した信州大学の状況とそれに対する闘い 村瀬 俊幸 (学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会共同代表)
 - ・軍事研究を中心に据えようとする
第7期科学技術・イノベーション基本計画
野中 郁江 (明治大学名誉教授)
- 4 今年度の公募に応募すべきではない
多羅尾 光徳 (東京農工大学教員・軍学共同反対連絡会共同代表)
- 5 記者からの質問

【山形、山崎、村瀬報告の要旨は次号で紹介します。野中報告は本ニュースレター110号をご覧ください】



左から多羅尾氏、野中氏、村瀬氏、山崎氏、井原氏



国会議員、報道関係者、市民60名が参加

破られた誓い

—70年守られてきた軍事研究反対の誓い—

軍学共同研究反対連絡会幹事会

公開質問状を出させていただいた大学は、北から北見工業大学、北海道大学、東北大学、東京科学大学、日本大学、芝浦工業大学、北里大学、京都工芸繊維大学、大阪公立大学、九州大学、熊本大学です。大阪公立大学からは回答はありませんでした。再質問をする予定ですので回答を待ちたいと思います。10大学から回答を得ましたが、北海道大学は前回の回答と同じという回答で今回の質問には答えていません。また北見工業大学、東北大学、東京科学大学、日本大学、京都工芸繊維大学は個々の質問には答えず一括回答です。それも含め9大学の回答の特徴を表にまとめました。

2026年度採択大学への公開質問状の特徴点

見解の特徴	北見 工大	東北 大	東 科大	日大	芝工 大	北里 大	京工 織大	九大	熊大	合計
日本学術会議声明を遵守・尊重、趣旨を重んじる、賛同する	○		○	○		○		○	○	6
民生研究・民生目的だから	○	○	○		○	○	○	○		7
研究の自由、発表の自由、成果の活用 の自由、透明性、当局の介入がない ことが確認できたから					○	○	○			3
学術研究の自由を尊重	○		○	○						3
直接軍事目的ではないから		○			○		○			3
軍事利用が行われないよう	○				○					2
明白な基礎科学だから			○		○	○	○	○		5
貴団体が懸念されるような事態が発 生した場合は、研究の中断、契約の 解除を含め適切な対応を検討いたし ます						○				1
何らかの審査委、理事会、基本方針 策定、本部で相談に応じる、学長副 学長会議、事前レビュー委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
各設問には回答せず一括回答	○	○	○	○			○			5

北海道大学（2年前に同じで回答なし）、大阪公立大学（回答なし）

1. 日本学術会議の声明（1950年、1967年、2017年）について質問しましたところ、尊重・遵守あるいは趣旨を重んじる、賛同するという表現で、6大学（北見工業大学、東京科学大学、日本大学、北里大学、九州大学、熊本大学）が回答されました。

2. 研究は民生研究・民生目的だから許可したとして、7大学（北見工業大学、東北大学、東京科学大学（将来にわたって担保される研の自由と成果の公開が担保されること）、芝浦工業大学、北里大学、京都工芸繊維大学、九州大学（軍事的安全保障研究ではないかを審査））と回答されました。

3. 研究の自由、表現の自由、成果発表に自由、研究不介入を確認したとして3大学（芝浦工大、北里大学、京都工芸繊維大学）が回答しています。

4. 学術研究の自由を尊重したとして3大学（北見工業大学、東京科学大学、日本大学）が回答

5. 軍事目的ではないからが3大学（東北大学、芝浦工業大学、京都工芸繊維大学）

6. 軍事利用が行われないようが2大学（北見工業大学、芝浦工業大学）

7. 基礎科学だから5大学（東京科学大学、芝浦工業大学、京都工芸繊維大学、九州大学、熊本大学）

8. 何らかの基本方針、審査委員会、学長・副学長会議、本部等の検討・審査体制は9大学全部

9. 注目すべきは、北里大学の「貴団体が懸念されるような事態が発生した場合は、研究の中断、契約の解除を含め適切な対応を検討いたします」軍事研究利用について中止を担保するような内容です。

また、日本学術会議の諸見解を踏まえてその適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から審査という内容もいくつか見られました。

「安全保障技術」は「軍事技術」

ところで北里大学を除いて、どの大学も、本制度が、防衛装備庁の各種資料が語っていることですが、防衛装備開発、つまり軍事研究だということから目をそらしています。

デュアルの両刀使い

科学・技術は本質的にデュアルです。誰がどのように使うかです。大学側は民生用と断言し、民生用として成果が活用されると胸を張ります。防衛装備庁側はその成果を防衛装備開発のルートに乗せます。これに待ったをかけられるかが勝負どころです。

防衛装備庁にはきわめて都合の良い法律があります。経済安保法制です。その研究が特定重要技術に指定されると、国費で研究された成果物に対して、秘密指定が出来ます。国と研究者の協議で、国が研究に関わる秘密情報と潤沢な資金で伴走し、「一気通貫」で社会実装までもっていくこともできます。また秘密特許にも指定できます。そうした国の活用にストップをかけることができるでしょうか？この問題を大学は真剣に考えるべきだと思います。

大学の応募件数急増

2026年度の防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度（以下、制度）の委託事業・補助事業への公募が間もなく始まります。2015年に始まったこの制度、大学の応募件数は日本学術会議2017年声明を受けて2018年以降は毎年10件前後でしたが、2023年23件、2024年44件、2025年123件とうなぎ上に急増しました。2025年の急増はこれまで委託事業しかありませんでしたが、補助事業（科学研究費と同じタイプ）が加わった関係で、応募しやすく、増えたのかもしれませんが。

大学が財政的な面でも危機に瀕していて、研究費の確保が困難なので、研究費の額も大きいこの制度に応募が増えているとみられるので、わたしたちは大学の基盤経費や科研費予算の増額を切に求めるものです。

「公募要領」にある「基礎研究」の意味

Pure Basic Scienceとしての「基礎研究」の場合は研究の自由や発表の自由が保障され、成果は公開され、成果の活用も自由ですが、この制度は「公募要領」にもあるように防衛装備開発に資することが目的となっているので、「目的基礎研究」（mission-oriented basic research）（use-inspired basic research）というものです。通常研究者が自由に発想して研究を展開するPureな研究（例えば科研費）とは違います。しかし「公募要領」には「研究の自由や発表の自由が保障され、成果は公開され、成果の活用も自由」、「防衛装備品そのものや、防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません」とあり、それならと多くの大学に応募したものと思われる。

防衛分野の将来に資する

ところが「公募要領」を注意深くと読むとその結語では「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募するものです」（「公募要領 結語」43頁）とはっきり防衛分野の研究開発に資することが期待されています。また、「公募要領別紙」には「防衛装備庁として、防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できると考えて設定した研究テーマ」（「令和7年度公募に係る研究テーマについて」（「公募要領」別紙1、1頁）ともあり軍事研究そのものなのです。

もっとも軍事研究は必要、あるいは防衛のための軍事研究は必要と考える大学や研究者もいるでしょう。ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルの

ガザ地区攻撃、米中の緊張関係や「台湾有事」、果ては米国のベネズエラ攻撃までと国際緊張関係をいわずらに煽り、対抗軸は軍拡しかないとする風潮をつくり出し、軍事研究が必要とする考え方も増えたものと思われ、じっくりした議論をしなければならない問題だと考えます。

戦争のための研究は絶対にしない、の誓い

1950年、1967年、2017年に日本学術会議は三度の声明で、戦争のための研究はしないと誓ってきました。この制度に採択された11大学（回答9大学）のうち6大学が声明を遵守・尊重すると回答していました。

ところで、今回、独法化で削除された現行日本学術会議法の前文「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」は、1949年の「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明（声明）」（1949年1月22日）の中に「科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓う」として織り込まれています。そして回答で各大学が遵守するとした1950年声明では「先の声明を実現し、科学者の節操を守るためにも戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明」していますが、ここで記されている先の声明とは上記の1949年声明なのです。このように現行日本学術会議法前文は遵守された声明の中に息づいていることを確認しておきたいと思います。

民生用という名の軍事技術

ところで、アンケートに回答された大学のこれも7大学が「民生用で、研究の自由、発表の自由、成果の公開」が確認されたので応募を認めたとしています。おそらく「公募要領」（5～6頁）の説明を根拠にしていると思われますが、これと、先に指定した防衛装備開発につなげるとは整合していません。これを問題にしない各大学の「審査委員会」に疑問なしとしません。防衛装備庁は安全保障技術と称して軍民両用を対象にできる利点を使って、民生用研究を推進し、その有望なる成果は「橋渡し研究」に誘い込んで防衛装備開発研究に持ち込む戦略なのです。

K プログラムに触れて

5000 億円の基金をもとにいわゆる研究費配分機構でもある経済安全保障重要技術育成プログラム (K プログラム) が、科学技術振興機構 (JST) と新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) から公募を行っています。すでに多くの研究が走っています。K プログラムは「我が国が国際社会において中長期的に確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、研究開発及びその成果の活用を推進するものです」(K プログラム HP) とあります。「国家安全保障戦略」に「先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援強化・体制整備、投資審査や輸出管理の更なる強化」(2022 年 12 月) と軍事技術としての先端重要技術に位置づけられたプ

ログラムです。

安全保障技術研究制度とは違って、敷居は高くなく応募する側は民生用と理解し、軍事に活用する側は、橋渡し研究までは民生用と言い続けられれば済みます。かくして、アカデミアを軍事研究体制に囲い込むシステムが作られています。

軍事に引き込まれないためにも、大学や科研費に大きな予算をつけることが急務です。そうでなければ、誓いは破らざるをえないところまでに追い込まれていくと思われま

す。いま提起されている第 7 期科学技術・イノベーション基本計画には掛け声だけがありますが、予算の具体的提起はありません。国会での熟議が求められます。

挨拶と問題提起

未来形で 戦争協力する重みを考えよ

赤井 純治 (新潟大学名誉教授 軍学共同反対連絡会共同代表)

私たちは軍学共同反対連絡会で 10 年間活動してきていますが、今、日本と世界の動きで、1 つ大きくフェイズが変わったと思います。一段と平和が危険になり、戦争が近づいたと思います。ベネズエラや、イランの問題、国連憲章・国際法を無視する動き、これに何一つ抗議もせず、逆にこのトランプに追随し大軍拡を進める高市政権、これらの動きとこの軍学共同の動向は密に連動しています。いまこの時点で、軍学共同の意味を、再度原点にかえて考えてみる必要があると思います。

学会会議の 3 回にわたる声明が一つの基本としてあります。不当にも法人化されることになった学会会議ですが、過去の声明の意義は変わらないことは特段に強調しておきたいと思います。さらに原点にかえて、なぜ学会会議が発足したか、なぜ 1950 年の軍事研究反対の声明が出たか、ということについて振り返って考えてみます。当時この声明は広く支持されたと思います。それは、戦争が終わってあまり時間が経っていなかった事、つまり、すぐ近い過去に、戦争体験の記憶が広く社会にあったからだと思うのです。生々しい戦争の実相と、戦争中の科学と科学者のありよう。原爆開発、731 部隊のこともありました。

学会会議の 2017 年声明もいわば、この戦争の経験・反省がベースにあります。ところが、最近の若者、若手研究者にはこの戦争体験、実相への理

解が極めて弱い、戦争体験が非常に遠くなっています。今、私は、学生への平和教育を行っている中でもこれを強く感じます。戦争の実相をもっと知るべきことは、今広く市民運動の中での課題です。

戦争の実相をイメージ、想像してみるには、過去だけからでなく、逆に今の情勢から近未来形でイメージできるのではないかと、未来形の想像力を発揮すべき、ということの問題提起したいと思います。今「新しい戦前」といわれている状況です。武器輸出も解禁し、かつて宮沢喜一氏が語った落ちぶれた国家の象徴ともいえる、「死の商人国家」になるようとしています。武器を防衛装備品に、さらに昨日の国会論議では「防衛装備はまだ武器を想起させるから抑止力体制を作るといった言葉に置き換えては」などの意見も出ていました。もはや日本語の崩壊です。

広島・長崎の核被害国から、核使用前提の核保有をする核加害国へ変わろうとする。これはジェノサイドという点で、イスラエルの立場にも通じるもの、イスラエルのような国に日本がなるということです。また、核抑止力論は完全に論破されていて、破綻しています。このことへの理解がまだ十分に浸透していない。このように、今の軍拡は戦争へ一直線ということで市民の危機感も広がっています。3 月 10 日の国会前行動には 8000 人が結集しました。

最近、若い研究者が軍事研究に安易に飛びついてゆくような傾向が見られますが、この原点のところをよくよく考えてほしいと思います。つまり、防衛装備庁のこのファンドは、戦争準備に直結します。GDP比3%、5%の軍事費をアメリカが要求し、それは、武器開発予算に反映します。このファンドに応募し採択されるということは、戦争準備に直接協力するということです。それで、研究者の良心が痛まないのですか？ 科学者の倫理性という視点でいいのですか？ また学生を軍事研究に巻き込んでいくことの責任を取れるのですか？ 学生を戦争協力者にして、その人の人生を大きく歪めるかもしれないということです。

いま戦争準備が進み、本当に近未来、戦争が起るかもしれない、徴兵制もあるかもしれない、この近未来を仮にイメージして軍学共同の意味を、その罪深さを考えてもらいたい、という問題提起です。

無法なトランプに付き従っての軍事拡大と、直接戦争ですぐに役立つ武器になって、他国の国民や子供を殺すことに使われるかもしれない、そんな研究姿勢でいいのですか？ 結果だけ出して、あとはデュアルユースだから自分は知らない、で

は通らない。防衛装備庁からのファンドですから武器開発が第一義的狙いです。それを公募要領のいいとこ取り、つまみ食いをして、「研究の自由」とか、「研究成果の自由な発表・公開」という言葉だけ拾い読みして、応募する。一番基本の本制度の趣旨＝この「制度は、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」という言葉は見ないようにしている。これでは大学人、研究者の知性が問われるというものです。

今年度からは、政府の国家的プロジェクトとしての位置付けを強化して進めることになって、より狙いが鮮明になっています

また大学はその地域社会のいわば知性を代表するような立場です。ここが率先して軍拡・戦争に協力する姿勢を示すことは、市民社会、地域社会へ悪影響を及ぼすことに気がつかないでしょうか。

そういう意味で、この会見は、以上のような視点、応募大学の対応に限らず、全国の大学、研究者、学生・大学院生、大学を受験しようとしている高校生やその父兄なども含めた市民への問いかけ、問題提起の意味も含みます。ぜひ、このような点を深めてほしいことを期待して、私の一言といたします。

安全保障技術研究推進制度には応募すべきでない

多羅尾光徳（東京農工大学教員・軍学共同反対連絡会共同代表）

まもなく、次年度の安全保障技術研究推進制度（以下、安技研制度）の募集が始まります。この制度への応募を考えている研究者・大学には「考え直せ」と呼びかけます。

ここ数年、日本では安技研制度や経済安全保障技術育成プログラム（Kプログラム）など、軍学共同やデュアルユース技術の研究が猛烈な勢いで推進されています。残念なことに、これらに応募する研究者・大学の数も増えています。

軍事研究・デュアルユース研究の推進は日本だけの動きではありません。欧州でも、ロシアによるウクライナ侵攻を奇貨として軍拡が進められており、それにともない軍事研究が推進されています[1]。例えば、EUにおける軍事研究の主たる資金源である欧州防衛基金（EDF）は、2021年から2027年までの7年間で、79億ユーロの研究・開発資金を出すとしています[2]。そして、科学者・大学への圧力も強まっています。ドイツでは長ら

く、学生・教員の運動によって大学での軍事研究は認めないとする原則を堅持していました。しかし、バイエルン州ではこの原則を禁止する法律が制定され、科学省が命令した場合は大学が軍に協力するよう指示することができるようになりました[1]。ミュンヘン工科大学の学長は、大学は軍事研究をタブーとせず、「平和の防衛」に寄与する責任を引き受けるべきと主張しています[3]。またノルトラインヴェストファーレン州では新しい法律案で、「平和的な」社会に貢献することは軍事研究とは矛盾しないと明記しました。

いま世界中で、軍学共同を推進する側と反対する側のせめぎ合いが繰り広げられているのです。日本での動きも、世界の大きな動きの一環をなしています。軍学共同に反対する私たちの運動は世界的な意義を持つものです。

私たちからの公開質問状に対する各大学からの回答では、どこも「基礎研究だから」とか「民生目

的だから」認めたと主張しています。しかし、この主張は法的・研究倫理的に破綻しています。

ひとつは、安技研制度は決して純粋な基礎研究や民生技術の開発を目的としているのではないということです。防衛省の所管事務は防衛省設置法第4条で定められています。そのなかでは、防衛省は装備品等の研究開発と、それに関連する技術的調査・研究・設計・試作及び試験の委託に基づく実施に関することを行うとされています。すなわち、防衛省が関わる研究はすべて装備品等の研究・開発でなければならないのです。それとは関わりのない学術的な基礎研究にお金を出せば、国税の不適切使用であり、違法となります。そのため、安技研制度の応募要領では、この制度で行われる研究は装備品の開発に関わる基礎研究、すなわち軍事研究とされています。「民生目的だから」という大学の言い訳は成り立ちません。

もうひとつは、もし研究者・大学が「安全保障技術研究推進制度は（学術的な）基礎研究である」とか、「民生目的の研究」と本気で認識しているとすれば、研究倫理のイロハを理解していない重大問題です。先に述べたように、安技研制度は明確に軍事目的の研究支援制度です。したがって、この制度を学術的な基礎研究や民生技術の研究として使えば、研究資金の不正流用となります。ねつ造と並び、もっともやってはいけないことです。これでは研究倫理が成り立ちません。

研究倫理に関して言うと、科学者・技術者の研究倫理教育のための教材が最近ではとても充実しています。例えば、『オムニバス技術者倫理』（共立出版）という本では、軍事研究に関わることには慎重であるべきという当然の姿勢が書かれています。

この本を書いたのは北海道技術者倫理研究会という北海道大学と室蘭工業大学の教員で構成される研究会です。こんな立派な本を書いている教員がいる大学が安技研制度への応募を認めるのだから、研究倫理は絵空事かと思わざるをえません。

最後に、日本の安全保障のために軍事技術の開発が必要だなどという主張に対して、農学部の教員として言わせていただければ、日本政府は国家安全保障を本気で考えていません。食料を満足に自給できない国が戦争できるわけないからです。食料どころか、種子・肥料・燃料・労働力まで海外からの輸入に依存しています。日本は周りが海なので海外からの輸入を止めるのは簡単です。国民はたちどころに餓えます。腹が減っても戦はできるとでも考えているのでしょうか。

大学で行うべきは、広く長期的な視点で人類の幸福・自由を拡大するための研究と教育です。言い換えるならSDGsに貢献する研究と教育です。軍事研究に資金・資源・人材を投入するような余裕はいまの日本にも世界にもありません。

安技研制度への応募を考えている研究者・大学にはもう一度言います。「考え直せ」。

[1]Gibney,E."Will Europe ramp up defence research? War prompts major rethink". Nature, 15 January 2025. doi:10.1038/d41586-025-00117-z.

[2]Finkbeiner, A. & R. Van Noorden. "Will war in Ukraine mark a new era for European defence research?" , Nature, 17 August 2022. doi:10.1038/d41586-022-02185-x

[3]しんぶん赤旗「学術会議 科学者の社会的責任 新法のもとでも果たす 北海道の有志の会 広渡氏が講演」
2026年1月12日

公開質問書と 10 大学からの回答全文

質問 （前文は略しました。ニュース 108 号に全文掲載されています。連絡会 HP からご覧になれます。）

1 日本学術会議は日本の科学者の代表機関として、1950 年に「戦争を目的とする科学の研究には、今後、絶対に従わない」、1967 年には「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」とする声明を公表し、2017 年声明でもこの二つの声明を継承するとしています。貴学はこの三つの声明を尊重されますか。あるいはどのようにお考えになっていますか？

2 安全保障技術研究推進制度は、上述（質問書前文）したように優れた民生技術を軍事に転用することを目的としています。また日本学術会議は 2017 年声明に付随する「報告 軍事的安全保障研究について」で、「軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア）軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ）研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ）研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である」とし、「基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる」とし

ています。私たちは研究資金の出所が防衛費であり、研究成果を軍事的に利用することを意図している以上、この制度による研究は軍事研究に他ならないと考えます。貴学が“民生的研究”を意図していたとしても、この制度による研究は軍事研究ではないのでしょうか。貴学はいかがお考えですか。もし軍事研究ではないとするのであればその理由をお示しください。

3 日本学術会議 2017 年声明は「防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』では、将来の装備開発につながるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と記しています。しかし、この「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」を打ち消すかのように、今年度の公募要領 p.23 には「アドバイザーが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があると PD が認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重して行うこととしており、アドバイザーが、研究者の意思に反して研究計画を変更させることはありません」と記されています。

しかし指導は不正行為についてだけだとしても、助言は研究内容に及びます。前述したように、そこで「防衛のニーズにマッチングさせるため、ニーズ側のインプット」を行うのではないのでしょうか。そして資金を提供する側からの説得に応じた研究者との「合意」のうえで、研究計画を防衛装備品への応用に資するように変更させることもありうるのではないのでしょうか。

2017 年声明は「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」という警戒心を持つことを大学に訴えています。貴学は公募要領に書かれている文章に基づいて「研究の自由及び研究成果の公開」は 100%制約を受けないとお考えでしょうか。あるいは何らかの危惧を感じているようでしたら、その内容や貴学としての対策をお示しください。

4 貴学は応募されるにあたって学内での倫理規定やガイドラインを整備されていますか。以前からあるもの、あるいは今回新たに作られたものなどをお示しください。

5 2017 年声明は応募にあたって「その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」としています。今年度の応募に際してそのような審査をされましたか。審査された場合にはその構成員、審査内容、審査方法、審査結果などをお示しください。審査されなかった場合はその理由をお書きください。

6 貴学が民生のための基礎研究を意図されているとしても、将来その研究が軍事に利用される可能性は全くないとお考えでしょうか。もし少しでもその可能性があると思われる場合、貴学は研究が活用された装備品（兵器）がもたらす結果に対しても責任が生じるとお考えでしょうか。あるいはどのように使われるかまでは関知しえないし、考える必要もないとお考えでしょうか。貴学のお考えをお聞かせください。

7 大学は教育の場でもあり、安全保障技術研究推進制度は学生や大学院生にも影響を与えます。この応募について、事前・事後に、当該研究室に関わる学生・大学院生へも周知されたのでしょうか。お伺いします。

8 今回新たにタイプ D（補助事業）が新設されました。補助金により実施するものですが、公募要領の内容や研究テーマなどは全く同じです。そういう面では委託事業と変わるものではないと思いますが、貴学はどのように考えて補助事業にも応募されたのでしょうか。

九州大学

【回答 1】

本学におきましても、日本学術会議がこれまでに出した三つの声明を遵守すべきと考えておりません。

【回答 2】

基礎研究によって生み出された成果は、広く社会に還元されることにより、次の「知」を生み出す源泉になることから、誰もが自由に活用できるものです。本事業においても、研究成果の公表は制限されていないため、当該成果がどのように活用

されるかは社会に委ねられるものと考えております。本学としましては、採択された研究による成果が基礎研究の学問の幅を広げ進展させていき、新たな「知」を生み出すことに繋がることを期待しております。

【回答3】

本学は、今年度新たに設けられた「補助事業」に限って応募可能としました。補助事業とは、大学ないし研究者が行いたい研究を支援するのが本来の趣旨であるため、他の研究補助事業と同様に本事業においても「研究の自由及び研究成果の公開」が担保されていると考えております。

【回答4】

本学では、研究担当理事名による学内通知によって、研究課題が軍事的安全保障研究課題と見なされることがないように、本学教員等が応募を予定する研究課題の内容を担当理事等が事前に確認し、役員会承認を得たうえで応募を行うことを定めております。事前の確認方法等については、回答5にて回答差し上げます。

【回答5】

研究担当理事、研究課題応募者が所属する部局の長、ほか研究担当理事が必要と認める者により構成される「安全保障技術研究推進制度事前レビュー委員会」によって、研究目的・方法・妥当性の観点から、当該研究課題が明確に軍事的安全保障研究に該当しないか審査を行っております。

【回答6】

本事業に限らず、基礎研究から生み出された成果は広く社会に還元され、誰もが自由に活用することによって、次の新たな成果が生み出されるものと考えております。本学としましては、基礎研究の成果が自由に広く活用されることにより、社会の発展に寄与することを期待しております。

【回答7】

本学では、研究担当理事名による学内通知によって、各部局の構成員（学生・大学院生含む）にも広く周知されたものと認識しております。

【回答8】

委託事業については、本来国が実施すべき事務・事業を、受託者の知見や技術、ノウハウなどを活用し、効率的かつ効果的に実施することで、事業成果等の最大化を図りつつ、事業目的の達成を目指すものです。一方、補助事業は事業者が主体的に行う活動に対して 財政援助が行われるものであり、委託事業と補助事業では性質が異なります。今年度新たに設けられた「補助事業」では、研究

者による主体的な活動への支援が図られること、また公募要領において、本事業が民生分野への波及が期待できる基礎研究支援を趣旨としていることを確認したことから、「補助事業」に限って応募可能としました。

熊本大学

【回答1】

本学においても『軍事目的のための科学研究は行わない』とする声明は遵守すべきと考えております。

【回答2】

本制度に限らず、基礎研究により公表された研究成果は、誰もが自由に活用できることとなります。本制度においても研究成果の公表について制限されていないため、当該成果をどのように活用するかは他の基礎研究と同様に、広く社会に委ねられるものと考えております。本学としては、科学技術のデュアルユース性を踏まえ、研究課題の遂行が基礎研究の発展に繋がり、その成果が広く社会において活用されることを期待しております。

【回答3】

本学においては100%制約を受けないものと考えております。

【回答4】

本学ホームページ上にて「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い」及び「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等に係る審査委員会要項」について公表しております。

【回答5】

研究担当理事のほか、審査対象の研究等に関し専門的知識を有する者や、安全保障技術、輸出管理等のリスクマネジメントに関する専門的知識を有する者及び本学人文社会科学研究部の教員等により、倫理性、自律性、公開性、社会性等の観点により 審査を行っております。

【回答6】

本制度に限らず、基礎研究により公表された研究成果は、誰もが自由に活用できることとなります。本制度においても研究成果の公表について制限されていないため、当該成果をどのように活用するかは他の基礎研究と同様に、広く社会に委ねられるものと考えております。本学としては、科学技術のデュアルユース性を踏まえ、研究課題の遂行が基礎研究の発展に繋がり、その成果が広く社会において活用されることを期待しております。

【回答7】

本学ホームページ上にて取扱い等を公表しており、学内外へ向け広く周知している ところであり
ます。

【回答8】

本制度については基礎研究を対象とし、研究成果の公表を制限するものではないため、科学技術が有するデュアルユース性を踏まえ、本学における基礎研究を推進し、研究力の向上を図るとともに、民生的研究を加速させることを期待して本制度への応募を行っております。

芝浦工業大学

【回答1】

芝浦工業大学は、軍事目的のための研究・開発には関与しません。『軍事・防衛を所管する機関との研究に関する基本方針』に記載のとおり、本学は、「社会に学び、社会に貢献する技術者の育成」という建学の精神に基づき、社会の持続的発展と平和の実現に寄与する教育・研究活動を推進しています。研究活動においては、高い倫理観を重視し、人類の福祉と安全、環境保全、社会的課題の解決に資することを目的としています。そのため、軍事・防衛を所管する機関との研究にあたっては、研究内容が軍事利用を目的としないこと、また成果の公開性・透明性が担保されていることを確認した上で、学内の審査委員会にて技術的・倫理的な審査を実施し、最終的な申請可否を決定しています。

【回答2】

本学では、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」等、軍事・防衛を所管する機関との研究について、以下の3点を厳格に審査し、申請の可否を決定しています。

- (1) 平和的かつ公益的な民生的目的の研究であり、軍事利用を目的とした内容ではないこと
- (2) 平和と人類の福祉に資する研究であること
- (3) 研究成果の開放性、透明性が確保されていること

これらの観点から、研究内容が軍事利用を目的としないこと、また成果の公開性・透明性が担保されていることを確認した上で、学内の審査委員会にて技術的・倫理的な審査を実施し、最終的な申請可否を決定しています。令和7年度防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への応募にあたっては、公募要領の下記記載と申請内容を確認した上で、軍事研究に当たらないと判断しました。

- ・革新的・萌芽的な技術の発掘・育成を目的とし、提示された研究テーマに沿った先進的な基礎研究を対象とする。研究テーマ一覧は別紙参照。研究テーマに関連した分野であれば、研究内容は応募者の自由。
- ・対象はあくまで基礎研究であり、防衛装備品そのものや、防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めるものではない。研究成果を踏まえた防衛装備品そのものを目指した応用研究や開発は、本制度とは別に、防衛装備庁が自ら行う。
- ・研究成果は広く民生分野で活用されることを想定し、公表を制限しない。また、知的財産は大学に帰属させることが可能。
- ・防衛装備庁が研究内容に介入することはなく、また将来実施される研究開発事業への参加を強制されることはない

【回答3】

上記方針を踏まえて、本学での審査を経て研究を行うこととなった場合、申請者は年度ごとに委員会によるフォローアップ審査を受けることになっております。本学では、研究の自由および成果の公開性・透明性を重要視しており、外部からの不当な介入や研究の自由や成果公開に制約が生じる懸念が認められた場合は、速やかに学内で協議し、必要に応じて研究の継続を見直す体制を整えています。

【回答4】

これまでも軍事研究に関連する可能性がある内容については、軍事利用を目的としないこと、また成果の公開性・透明性が担保されていることを確認した上で、学長・理事長両名の承認を得ることを必須としていましたが、これまでの本学の方針を明文化すべく、新たに「軍事・防衛を所管する機関との研究に関する審査委員会規程」「軍事・防衛を所管する機関との研究に関する基本方針」を策定し、令和7年10月より施行しています。これらの規程・方針では、軍事利用を目的としないこと、平和と人類の福祉に資すること、研究成果の公開性・透明性の確保などを審査基準として定めています。

【回答5】

今年度の応募に際しては、「軍事利用を目的としないこと」「平和と人類の福祉に資すること」「研究成果の公開性・透明性の確保」などを基準に、学長・理事長の承認を必須とし、学内関係者による技術的・倫理的な審査を実施しました。なお、令和7年10月より「軍事・防衛を所管する機関との

研究に関する審査委員会規程「基本方針」を施行し、今後はこれらに基づき、委員会（学長を含むメンバーで構成）による審査を行います。

【回答6】

一般に基礎研究においては、将来どのように利用されるかをあらかじめ限定することは、本事業に限らず困難であると認識しております。令和4年7月に出された日本学術会議による声明にもある通り、本学としても「デュアルユースとそうでないものとに単純に二分することはもはや困難で、研究対象となる科学技術をその潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではない」と考えます。そのため本学では、研究成果の公開性・透明性を確保し、軍事利用を目的としない研究遂行を厳格に確認しています。科学技術の発展と社会への影響に対し、研究機関として常に倫理的責任を自覚し、社会的説明責任を果たすべく努めて参ります

【回答7】

本学の研究方針については大学HP上にも公開しているほか、当該プロジェクトに関わる学生にもその内容について周知しております。

【回答8】

本学では、補助事業（タイプD）への応募に際しても、上記に記載した基本方針および審査体制に基づき、研究内容が平和的かつ公益的な民生的目的に合致し、軍事利用を目的としないこと、成果の公開性・透明性が確保されていることを厳格に確認した上で申請しています。したがって、委託事業と補助事業のいずれであっても、本学の方針に則った案件のみ応募しております。

北里大学

【回答1】

本学は、日本学術会議の1950年、1967年、2017年の各声明を、科学者の規範として尊重しています。また、2017年の声明に基づき、安全保障技術研究推進制度への申請については審査を行うこととし、日本学術会議の諸見解を踏まえてその適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から審査しております。

【回答2】

本制度は防衛装備庁の競争的研究費制度であり、防衛装備庁が防衛分野での将来における研究開発に資することを期待していると認識しております。一方、当該事業に採択された本学研究者の研究課題は研究者独自の学術的問いに基づき発案された

民生的研究であり、防衛装備庁がその研究内容に介入することはなく、資金源のみをもって軍事研究に該当するとは考えてはおりません。

【回答3】

公募要領に記載の通り、研究実施主体はあくまでも研究者であり、研究内容への介入はないものと理解していますが、仮に、研究の自由や研究成果の公開に対して、貴団体が懸念されるような事態が発生した場合は、研究の中断、契約の解除を含め適切な対応を検討いたします。

【回答4】

安全保障技術研究推進制度への申請については、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から学長・副学長会議において審査を行っております。

【回答5】

前述の通り学長・副学長会議にて審査を行いました。構成員は学長、各副学長、学長補佐、教学系センター事務長等です。審査においては申請者のプレゼンを実施し、協議の結果申請を承認しました。

【回答6】

本学や本学の研究者は自らの研究活動に関して社会的な責任があると認識しております。現代においては、ほぼすべての基礎研究にデュアルユースの潜在的な可能性があり得ることを踏まえ、本学は学術研究の発展と社会的影響のあり方について、常に問い続けるべきであると考えています。

【回答7】

本件申請については、応募前後の段階で、当該研究室に関わる学生へ内容と位置づけを説明し、必要に応じて個別相談の機会も設けて周知しています。そのうえで、当該制度への申請・採否によって、研究テーマの選定、研究の進め方、成果の取り扱い、ならびに学生への指導方法や評価の考え方が変更されることはありません。研究室運営は従来どおり、学術的妥当性と教育上の配慮を最優先として行っています。また、学生が不安や疑問を感じた場合には、研究参加の範囲や担当内容について柔軟に相談できる体制を維持しており、申請に関連して学生の選択が制限されたり、不利益が生じたりしないよう配慮しています。今後も、必要な情報共有は適切なタイミングで継続します。

【回答8】

研究代表者が自身の研究課題の推進に適した事業を選択しており、「委託事業」「補助事業」の形式

に関わらず、本学において審査を実施し、応募いたしました

個々の質問に真摯に答えず文書で回答した大学

北見工業大学

本学は“戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わない”とする日本学術会議声明に賛同します。また学術の本質である自由・中立は堅持すべきと考えます。その上で、平和を維持し、学問の自由を保障する観点からも、国立大学は安全保障に係わる課題に背を向けずに対峙する責任があると考えます。したがって、本学としては安全保障技術研究推進制度への応募を一律に禁止するのではなく、審査体制を整備し、応募内容が民生目的であり、透明性が担保されていることを確認した上で応募を許可することとしています。もとより、全ての科学技術に関し、平和を損なう軍事目的への利用が行われぬよう注視しつづけることはアカデミアを含め社会全体の責任であると認識しています。なお、具体的な審査体制、審査内容等についてはメディアや広く市民に公表することを意図したものではないため、提示することは差し控えています。

東北大学

かねてからの本学としての「軍事・国防に直接繋がる研究は行わない」とのスタンスは変わっていません。

一昨年度より、研究成果の民生利用のみならず、公的利用を目的に含む各種研究費に研究者が申請する際には、大学本部において相談に応じる体制を整えてきたところです。

このたびの安全保障技術研究推進制度への申請については、研究者からの相談状況等を踏まえ、「軍事的利用を直接の目的」としないことを学内審査において十分な審査・確認を行っております。

東京科学大学

本学は、2024年10月に東京工業大学と東京医科歯科大学の統合により設立されました。現時点では、東京科学大学としての統一的な「軍事的安全保障に関する基本方針」の策定に至るまでの移行措置として、旧両大学の審査制度をそれぞれ継続して運用しております。2025年度（令和7年度）の安全保障技術研究推進制度に補助金として採択された課題については、旧東京工業大学所属の研究者によるものであることから、旧東京

工業大学が策定した「軍事的安全保障に関する基本方針」に基づき、学内審査委員会において慎重な審査を行いました。当該方針においては、日本学術会議の声明等の趣旨を尊重し、学問の自由と平和貢献という観点から、軍事・防衛当局からの補助金等による研究については、研究の自由と成果の公開が将来にわたって担保される民生目的の基礎研究等に限り、例外的に実施を認めております。

以上をもちまして、ご質問に対する本学の回答とさせていただきます。

京都工芸繊維大学

本学においては、学内で研究に携わる全ての研究者は、軍事に直接繋がる研究を行わないこととしています。

また、本学の研究者は、国内外の軍事および防衛を所掌する機関からの資金提供に基づく研究は実施しないこととしています。ただし、研究内容が、明白な基礎研究又は民生目的であることが明白な応用研究であり、かつ、研究の自律性及び研究成果の公開性が担保されている場合であって、学内の審査委員会において受け入れを認められたときは、この限りでないこととしています。

安全保障技術研究推進制度においては、基礎研究を公募していること、研究の自律性及び研究成果の公開性が担保されているとともに、本学の研究課題も、軍事に直接繋がる研究でないことや基礎研究であることについて、学内審査した上で申請し、採択されたものです。

日本大学

本学は、「日本大学の目的および使命」において、「世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする」と明確に宣言しております。また、日本学術会議が発出してきた声明の趣旨を重んじ、令和2年4月に「日本大学における安全保障技術に関する基本方針」を定めました。この基本方針は学内で共有され、本学が行う研究において遵守されるものです。

本学では、基本方針に照らし、その適否を判断しており、学術研究の自由を尊重しつつ、適切に対応しております。本申請に当たっても同様に、基本方針に基づき、学内の然るべき手続きを経ております。

本学は今後も、基本方針に則り、「日本大学の目的および使命」に従い、研究活動を推進していく所存です。

北海道大学

本学の回答について詳細に検討致しましたが、今回のご質問は前回の一連のご質問とほぼ同趣旨と考えられるところ、本学の考え方に変更はございません。本学は、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供を受けて研究に関する取り扱いについて学内規程を定め、それに則り適切に取り扱っているところです。詳細は前回の回答をご参照ください

【連絡会による追記】(ニュースレター85号参照)

北海道大学の2023年10月18日付け回答

本学では、令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合は審査を行うこととしております。

本研究課題については、上記学内ルールに沿って研究者から応募前に相談があり、審査を行いました。審査では、「明白に民生的研究を加速する研究」であり、かつ「研究の自由及び研究成果の公開が確保されている」という観点に合致しているか確認した上で応募を認めております。

さらに、本学は、採択後も継続して研究活動の状況を確認し、上記観点到照らして研究実施の可否を審査する等、研究活動の状況に応じた適切な管理を進めてまいります。

本研究課題の実施により基礎研究が進展し、研究成果が公開され社会の発展に活用されることを期待しています。 北海道大学

北海道大学の再回答 2023年12月14日

1 日本学術会議の平成29年3月24日付け「軍

事的安全保障研究に関する声明」を尊重する本学のスタンスは変わっていません。

令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない」としてしています。

2 ご質問に記載のとおり、令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」としてしています。

一方で、日本学術会議が昨年7月25日に発出した文書に、「従来のようにデュアルユースとそうでないものに単純に二分することはもはや困難で、研究対象となる科学技術をその潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではないと考えます」とあるとおり、潜在的な転用可能性をもって一律に軍事研究と判断することにより、先端科学技術分野における研究活動が委縮することは避けるべきと考えます。

そのため、このたび国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む）を受けて研究を行う場合について、日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明で求められている審査制度を設け、個別に実施の可否を判断していくこととしたところです。

また、応募時点だけでなく継続して研究活動の状況を随時確認し、観点到照らして研究実施の可否を審査する等、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントを行っていくこととしたところです。

連絡会は11大学に対して再質問を行います。3月下旬に送付し、4月末までの回答を求めます。その結果は5月にお知らせします。今年度の安全保障技術研究推進制度の公募期間は3月13日～5月20日です。今、国会で審議されている予算案ではこの制度の予算は129億円、昨年度114億円より15億円も増えています。（それに続く橋渡し研究141億円、ブレークスルー研究237億円です。）大学が絶対応募しないように各大学で教員・学生にこの制度の危険性を訴えていきましょう。

軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
軍学共同反対連絡会事務局 メール pokojpeace@gmail.com 小寺